

平成26年4月30日

関係法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長

平成26年度愛知県サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者研修の受講者の推薦について

標記の件について、愛知県より依頼がありましたので、受講を希望される場合は、下記により推薦書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書」
- (2) 「平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧」

- * (2) については、複数の受講者を推薦する事業者のみ提出してください。
- * この研修は「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。サービス管理責任者等の配置が必要な事業を実施する予定がない場合等は、申込の必要はありません。

2 提出期限

平成26年6月6日(金) 午後5時 必着厳守

3 提出先(問い合わせ先)

【サービス管理責任者研修】

〒460-8508名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定事業係 担当：亀山
電話：052-972-2560 FAX：052-972-4149

【児童発達支援管理責任者研修】

〒460-8508名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係 担当：金井、戸田
電話：052-972-2520 FAX：052-972-4438

※希望する研修により問合せ先及び提出先が異なりますので注意してください。

※例年、申込書等を直接愛知県へ提出される事業者が見受けられます。本市への提出がない場合は、受講手続きができません。提出先をご確認のうえ、提出いただきますようお願いいたします。

4 受講決定に係る注意事項

- (1) 平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修については、本市が愛知県に対して受講希望者を推薦した後、愛知県が受講決定を行います。
- (2) 愛知県が提供する「平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領（以下、「県実施要領」という。）」等の関係資料について、あらかじめ十分確認してください。
- (3) 研修の受講決定にあたり、愛知県において次の事項が勘案されます。
 - ア 既に事業を開始し、現在サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事しているが、経過措置等により研修が未受講の者を優先する。
 - イ 事業開始予定の時期が早い事業所において、サービス管理責任者等として従事する予定の者を優先する。
 - ウ 事業所の運営において必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が1人もいない事業所からの申込を優先する。
 - エ 実務経験を有する者を優先する。
- (4) 受講決定の時期は、8月頃の予定です。

5 推薦書の提出に係る注意事項

- (1) 推薦書の提出は、事業者に対して依頼しております。複数の事業所（障害福祉サービス事業所の他地域活動支援事業所を含む。）を運営する事業者においては、関係する事業所の受講希望者の推薦書をとりまとめるのうえ、提出してください。
- (2) 受講希望者においては、研修受講の意義・目的等を十分認識した上で申し込みをしてください。受講決定後、参加していただく研修においての受講態度や事前課題提出などにおいて、問題のある場合などは研修修了証をお渡ししない場合があるとのことです。
- (3) 多機能型については、「平成24年3月末日に指定されている事業所は、いずれかの分野の研修を修了していれば、平成27年3月末日までの間は研修の修了要件を満たしているものとする。」とされており、この規定によりサービス管理責任者を配置している事業所は、平成27年4月以降、必要な分野別研修を受講したサービス管理責任者を配置できない場合、「サービス管理責任者不在」となり、減算が適用されます。必要がある場合は、今年度必ず申込みをしてください。
- (4) 県実施要領10参考＜経過措置等＞内にある「やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、研修修了の要件を満たしているとみなされる。」とあります。研修に申し込んだが受講ができなかった場合は、やむを得ない事由に該当しませんのでご留意ください。

～居宅介護事業所等または地域活動支援事業所を運営する事業者の方へ～

当該事業については、サービス管理責任者の配置は不要ですが、障害福祉サービス事業（生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助）を実施する場合は、サービス管理責任者の配置は必須です。当該サービスの実施を予定している場合は、この機会に受講申し込みをしてください。

※ただし、申し込みの結果、受講ができない場合もありますのでご了承ください。

6 添付書類一覧

- (1) 受講者推薦及び申込書記入にかかる留意点
- (2) 平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書
- (3) 平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧 ※複数の受講者を推薦する事業者のみ要提出。
- (4) 平成26年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領（愛知県提供資料）
- (5) サービス管理責任者の要件となる実務経験について（愛知県提供資料）
- (6) 「サービス管理責任者」の要件（愛知県提供資料）
- (7) 児童発達支援管理責任者の配置について